

【ドイツ】父子関係の否認に関する民法等の改正

海外立法情報課 栗原 稜

* 連邦憲法裁判所が、父子関係の否認に関する民法の規定を違憲と判断したことを受け、2026年3月、関係する民法、家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律等の改正が行われた。

1 父子関係の否認に関する旧規定（民法第1600条）と連邦憲法裁判所の違憲判決

法的父子関係は、生物学上の父子関係と一致しないときに問題となることがあり、ドイツ民法は、父子関係の否認¹を規定している。懐胎（妊娠）期間中に子の母と性交した男性は父子関係を否認できるが（第1項第1文第2号）、否認権を行使するには、法的父子関係はあるが生物学的父子関係はない父と子の間に社会的家族関係²が存在しないという追加要件³（他の否認権者⁴には存在しない要件）が課されてきた（旧第2項）。

2024年4月9日、連邦憲法裁判所は、旧第2項等が基本法第6条第2項第1文⁵に反するとした⁶。具体的には、生物学上の父（以下「実父」）は、必ず、子の養育及び教育の権利を有する親であり、同文は実父に対し、子に養育及び教育を行う法的な父になる可能性を保障するものであるとした⁷。そのため、実父にとり法的な父とならしめるに十分な効果を有する手續が利用可能でなければならず、追加要件（旧第2項）は、実父と子との間の社会的家族関係、法的な父になるための実父の努力等を何ら考慮せず、当該手續を阻む点において同文と相容れない。

2 改正の主な内容

2026年3月31日、「父子関係の否認に関する連邦憲法裁判所の判決を実施するための法律」⁸が公布され、翌4月1日に施行された。本法は全6か条から構成され、民法、家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律⁹等を改正する。主な改正内容は次のとおりである。

(1) 民法の改正

(i) 父子関係確認訴訟開始後の認知（第1594条第5項の新設）

子の認知を求める実父の父子関係確認訴訟開始後に、他の男性が行う認知は、訴訟係属（裁

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。本稿執筆に当たり、以下を参照した。『ドイツ民法典 第4編（親族法）』法務省大臣官房司法法制部、2022；『ドイツ家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律』法務省大臣官房司法法制部、2023。

¹ 父子関係の否認とは、生物学上の父等が、法的な父と子との間の父子関係に異議を申し立てることである。否認が認められれば、法的な父とされていた者と子との間の法的父子関係は子の出生に遡って消滅する。

² 社会的家族関係は、子と親密な関係の者が、子に対して事実上の責任を負うことで生じる（民法第1685条第2項）。

³ 既に存在する社会的家族（法的な父と子との間の家族関係）の保護等を図るために、この追加要件が課されている。

⁴ 他の否認権者（父子関係を否認する権限を有する者）は、法的な父、母及び子である。

⁵ 同文は「子供の養育及び教育は、親の自然的権利」と規定する。

⁶ BVerfG, Urteil des Ersten Senats vom 9. April 2024 - 1 BvR 2017/21. 事案は次のとおり。母が実父の子を婚外子として妊娠し、出生後に交際が終了した。実父は子の法的な父となることを望んだが、母の新しいパートナーが父子関係を認知し、社会的家族関係が成立した。同関係の成立により、実父は追加要件に抵触し、新しいパートナーと子の父子関係を否認できなかった。

⁷ 判旨の説明においては、本判決の要旨（Leitsätze）、欄外番号（Rn.）47、91、110等を参照した。

⁸ Gesetz zur Umsetzung des Urteils des Bundesverfassungsgerichts zur Vaterschaftsanfechtung vom 29. März 2026 (BGBl. I Nr. 83)

⁹ Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587)

判所が事件を審理している状態) 中は効力を生じないとし、確認訴訟中の実父が、他の男性の認知により法的父子関係の確立を妨げられないようにする(第1文)。ただし、裁判所の調書に記載するために実父が行う認知の意思表示は、係属中も効力を生じる(第2文)¹⁰。

(ii) 認知にかかる同意の必要性(第1595条第1項、第2項)

認知には、母の同意(母の死亡時を除く。)に加え、改正前は親として母が子を配慮(第1626条)しない場合に限り必要だった子の同意¹¹を常に求め、子の自己決定をより尊重する。

(iii) 父子関係が既に他の男性との間に存在する場合の認知(第1595a条の新設)

認知者が実父で、他の男性との間に法的父子関係が存在し、その者が認知に同意すれば、第1594条第2項(既存の父子関係に反する認知の無効性)の例外として認知は効力を生じる¹²。

(iv) 否認権者、否認が認められる要件、社会的家族関係に関する推定(第1600条)

懐胎期間中に子の母と性交した男性は、自らが、実際に生物学的に父であれば、他の男性と当該子との間の父子関係に異議を申し立てる権限(否認権)を、改正前と同じく有するが(第1項第1文第2号及び第2文)、成人である子が否認に異議を唱えるとき、否認は認められないこととされた(第2項)。子が未成年である場合、法的父子関係が存在する父と子の間に社会的家族関係が存在するとき、否認は認められないという原則は改正後も維持されるが(第3項)、以下のいずれかに該当すれば、その例外として、否認が認められることとなった。①否認権者と子の間にも社会的家族関係が存在(同項第2文第1号)、②否認権者と子の間に同関係がかつて存在したが現存しない(同文第2号)、③否認権者が同関係を築こうと努めたが、できなかった(同文第3号)、④否認を認めないことが著しく不公正(同文第4号)。ただし、②から④は、否認権者に責任を負うべき理由(帰責事由)がない必要がある。また、法的父子関係成立から1年未満は、社会的家族関係の不存在が推定されることとなった(第5項第3文)。

(2) 家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律の改正

(i) 子の陳述聴取強化(第175条第2項)

従前は子の陳述聴取の対象として規定されていなかった、父子関係の否認を目的とする手續(第169条第4号)においても、新たに裁判所は子本人の陳述を聴取するものとされた。

(ii) 再審規定の追加(第185a条の新設)

父子関係の否認を退ける決定が確定¹³した場合、その決定に対する原状回復(決定が確定する以前に存在した、他の男性と子との間の父子関係を争うことができる状態へ戻すこと)の申立ては、法的父子関係がある男性と子の社会的家族関係が終了したときに許され(第1項)、原状回復は、決定が確定した時に子が成人ならば許されないが、未成年ならば、確定から所定の待機期間¹⁴を経過した後に可能となる(第2項)。

¹⁰ 第1文とは逆に、実父でない者が父子関係確認訴訟を開始した後でも、その訴訟の確認対象でない実父は、訴訟に係属している裁判所の調書への記載により、父子関係を認知できる。認知の意思表示を記載するには、DNA鑑定(遺伝子検査)の提出により、自身が子の実父であると証明する必要がある(家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律の新設された第180条第2項)。

¹¹ 制限行為能力者である14歳未満の子は、法定代理人を通じてのみ同意でき、制限行為能力者である14歳以上の子は、本人による同意ができるが、法定代理人の同意も必要である(新設の第1596条第4項)。なお、民法上、7歳未満は行為無能力(同意する能力がない)者であり、7歳以上18歳未満は制限行為能力者である。

¹² 婚姻中でも、第三者は一定の要件の下、例外的に認知できたが、出生前の離婚申立て係属(婚姻の破綻)が必要であり(旧第1599条第2項)、要件が厳しすぎると指摘された。また、母の夫が実父であるのに、経済的理由から他の男性による認知に同意しかねない点に問題があり、規定が整理された。BT-Drucksache 21/2997, S.27-28。

¹³ 決定から一定期間経過後、上級裁判所への不服申立て(上訴等)ができなくなり、決定が確定する。

¹⁴ 待機期間は、決定が確定した時に子が14歳以上なら4年、14歳未満なら3年、6歳未満なら2年である。